

山梨県公報

第千六百八十九号

平成十八年

八月十日

木曜日

目次

保安林の指定の予定(二件).....	五九三
保安林の指定.....	五九三
団体営土地改良事業の完了.....	五九四
道路の供用開始.....	五九四
公 告.....	五九四
開発行為に関する工事の完了について.....	五九四

告 示

山梨県告示第四百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年八月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 保安林の所在場所
西八代郡市川三郷町下芦川字寺下五九二、六九八
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第四百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年八月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 保安林の所在場所
南巨摩郡鯉沢町柳川字高羽根一七六九、一七七〇、一七七三から一七七八まで、一八二三の三、一八二七から一八三〇まで、一八三四から一八三六まで、一八三八、一八三九、字神ノ前二〇五二から二〇五五まで、字神ノ上二〇六三
 - 指定の目的
水源のかん養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び鯉沢町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
- ### 山梨県告示第四百二十八号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 平成十八年八月十日
- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 保安林の所在場所
山梨市三富上釜口字小グシ三六五、三六七、三六九
 - 指定の目的
落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字小グシ三六七・三六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐は択伐による。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、甲州市長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成十八年八月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

土地改良事業名	地区名	工事了年月日
基盤整備促進事業	勝沼地区	平成十八年三月二十二日
基盤整備促進事業	等々力地区	平成十八年三月十三日

山梨県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成十八年八月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年八月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延（メートル）長	供用開始 期日
県道	甲斐中央線	甲斐市大字中下条字三味堂九六一番の四地先から 甲斐市大字大下条字御岳田九七九番の四地先まで	三一七・〇	平成十八年 八月十日

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十八年八月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市西花輪字下条五五九の五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市西花輪五百五十九番地 岡田哲人